# ACSES ニュースレター 2001号 (2020年12月23日)

発行: NPO 法人教育研究機関化学物質管理ネットワーク (ACSES) 事務局

- 一目次(27 頁)—
- [1] 化学物質関係事故、事件関係
- ◇その他の事故、事件
- ・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(自転車)〈消費者庁〉
- ◇事故、事件の続報
- ・皮膚治療薬の原薬追加、他の2製品も違反か 厚労省が「小林化工」立ち入りへ/小林化工、承認外の手順で薬製造も…立ち入り調査の厚労省「あり得ない状況」〈新聞報道〉/小林化工 厚労省などが立ち入り調査~業務停止命令の方針〈放送報道〉
- ◇事故・事件対策、措置、訴訟等
- ・石綿(アスベスト)含有品の流通と販売者による回収について〈厚生労働省〉
- ・労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件(厚生労働省告示第394号)〈官報〉
- ・Salute. Lab 株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について〈消費者庁〉
- ・「消防団員入団促進キャンペーン」の実施〈総務省消防庁〉
- □大災害、原発事故対策

### 「福島原発事故〕

- ・食品中の放射性物質の検査結果について(1216報)〈厚生労働省〉
- ・原子力災害対策特別措置法第20条第2項の規定に基づく食品の出荷制限の解除〈厚生労働省〉
- ・ IAEA、監視団派遣用意 処理水処分で日本と協議(Web 報道)

# [原子力施設全般]

- ・原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(原子力 規制委員会規則第22号)〈官報〉
- ・原子力規制委員会が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示(原子力規制委員会告示第15号)〈官報〉

### [大水害対策]

・集中豪雨の「内水氾濫」から住宅地守る「地下巨大施設」とは〈新聞報道〉

#### [大震災対策]

- ・津波 34m の想定に衝撃…高台移転、進む地域と悩む地域〈新聞報道〉
- [2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

# [状況]

- ◇省庁発表
- ◇マスコミ報道 見出し
- 「対策・予防〕
- ◇省庁発表
- ◇ワクチン、検査薬、治療薬等

檉柳梅 (ギョリュウバイ、ネズモドキ、マヌカ、ティーツリー)



- [3] 膀胱がんと MOCA※のばく露に関する医学的知見を公表します 〜労災請求を受け、疫学調査結果などを分析・検討した報告書を取りまとめました〜〈厚生労働省〉
- [4] 化学物質の環境リスク初期評価(第19次取りまとめ)の結果について〈環境省〉
- [5] 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等、運搬に関する基準等の一部改正
- ◇放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の一部を改正する規則(原子力規制委員会規則第 21 号)〈官報〉



- ◇放射性物質等の運搬に関する基準の一部を改正する件(厚生労働省告示第395号)〈官報〉
- ◇放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成 二年科学技術庁告示第七号)の一部を改正する告示(原子力規制委員会告示第14号)〈官報〉
- [6] 大麻取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省・農林水産省令第1号)〈官報〉
- [7] 労働基準法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働省令第203号)〈官報〉
- [8] 食品安全衛生関係
- ◇親子で学べる特設ウェブコンテンツ「知ろう!考えよう!食べものと放射性物質」の公開について〈消費者庁・農林水産省〉
- [9] 温暖化対策関係
- ◇2020 年度 L2-Tech 水準表の公表及び L2-Tech 製品情報の募集開始について〈環境省〉
- [10] 環境安全関係
- ◇ (仮称) 山形尾花沢風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について〈環境省〉
- [11] 調查、公募、意見募集等

[公募、意見募集等] 1件 [調査結果] 4件

- [12] その他省庁発表 6件
- [13] 関連会議等の開催案内、開催記録・報告、資料等

[開催案内] 3件 [開催記録、報告、資料等] 1件

[14] その他

◇インフルエンザ、感染症関係:10件
◇その他:2件

[付録]

- ◇看護師離職 15%の病院で 現場で何が起きているのか<放送報道>
- ◇電力・ガス自由化をめぐるトラブル速報!No. 16「電力・ガスの契約内容をよく確認しましょう」〈消費者庁〉

# [1] 化学物質関係事故、事件関係

# ◇その他の事故、事件

・消費生活用製品の重大製品事故:リコール製品で負傷事故等(自転車)

<消費者庁 2020年12月22日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/022562/

https://www.caa.go.jp/notice/assets/consumer\_safety\_cms202\_201222\_01.pdf

特記事項:ブリヂストンサイクル株式会社が製造した自転車のリコール(無償点検・改修)

- 1. ガス機器・石油機器に関する事故:該当案件なし
- 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故:3件(うち自転車1件、ガラリ(換気設備用)1件、電気ストーブ(ハロゲンヒーター)1件)
- 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故:9件 (うち電動アシスト自転車1件、電気温風機(セラミックファンヒーター)1件、自転車1件、 エアコン1件、USBケーブル1件、電気ストーブ(カーボンヒーター)1件、 電気掃除機(充電式、モップ型)1件、電気ストーブ1件、電気掃除機(充電式)1件)

# ◇事故、事件の続報

・皮膚治療薬の原薬追加、他の2製品も違反か 厚労省が「小林化工」立ち入りへ

<毎日新聞 2020年12月21日> https://mainichi.jp/articles/20201220/k00/00m/040/201000c 製薬会社「小林化工」(福井県あわら市)が製造した爪水虫などの皮膚治療薬に睡眠導入剤の成分が混入し、

服用者が死亡するなどした問題で、この薬以外にも厚生労働省が認めていない手順で製造していたものが2製品あることが、厚労省への取材で明らかになった。医薬品医療機器法違反の疑いで、厚労省は21日から県と合同で同社に立ち入り調査する。作業記録の確認や従業員の聞き取りを進めて実態解明を急ぐ。

厚労省によると、2 製品は経口抗真菌剤イトラコナゾール錠 100「MEEK」と同錠 200「MEEK」。いずれも睡眠導入剤の成分は確認されていない。実際に睡眠導入剤の成分混入が確認されたイトラコナゾール錠 50「MEEK」と同種だが、主成分の含有量がそれぞれ違う。

「50」では、製造過程で目減りした分の原薬を追加投入する際に、睡眠導入剤が誤投入されたことが分かっている。そもそも成分の追加投入は、医薬品の成分が均等に拡散されずに錠剤の濃度にばらつきが出るため、厚労省が承認した製造手続きでは認められていない。問題発覚後の調査で、「100」と「200」でも成分の追加投入が確認されたため、同社が7日から自主回収している。

また、同社は薬を服用して10日に死亡した70代女性について、服用と死亡に因果関係があると取材に認めた。 近く調査結果を厚労省に報告する。

・小林化工、承認外の手順で薬製造も…立ち入り調査の厚労省「あり得ない状況」

<読売新聞 2020年12月21日>

https://www.yomiuri.co.jp/national/20201221-0YT1T50141/

製薬会社「小林化工」(福井県あわら市)が製造した爪水虫などの治療薬に睡眠導入剤の成分が混入した問題で、同社が既に自主回収をしている薬品のほかにも、厚生労働省が承認していない手順で製造された薬があることが、福井県などの調査でわかった。厚労省と県は21日午前、医薬品医療機器法に基づき、同社への立ち入り調査を始め、業務停止命令も含めた行政処分を検討する。

睡眠導入剤が混入したのは「イトラコナゾール錠50『MEEK』」。今年 $9\sim12$ 月に出荷した約9万錠に、1回の最大投与量の $2\cdot5$ 倍となる1錠あたり5ミリ・グラムの睡眠導入剤成分「リルマザホン塩酸塩水和物」が混入した。服用した156人(20日現在)が健康被害を訴え、2人が死亡。意識を失うなどして起きた交通事故も22件(同)確認されている。

薬は厚労省の承認を得ていない工程で製造され、従業員が原料をつぎ足す際、睡眠導入剤成分を取り違えて入れたとみられる。出荷前に成分を調べるサンプル検査で異物混入が疑われるデータが検出されたが、見過ごされていた。同社は「イトラコナゾール錠50」に加え、同錠の「100」「200」両シリーズについても国の承認を得ない工程で製造されたとして、自主回収を進めている。

調査中に記者団の取材に応じた厚労省監視指導・麻薬対策課の田中徹課長によると、県の調査で、他にも国が 未承認の工程で製造された医薬品があったことが判明したという。田中課長は「あり得ない状況で、医薬品業界 全体の問題として極めて重大な事案と受け止めている。厳正に調査をするが、業務停止命令は免れないだろう」 と話した。

調査には医薬品の承認審査を担う独立行政法人「医薬品医療機器総合機構(PMDA)」も加わり、22日まで実施する予定。

・小林化工 厚労省などが立ち入り調査~業務停止命令の方針

<福井テレビ 2020年12月21日> https://www.fnn.jp/articles/-/122365

爪水虫などの治療薬に睡眠導入剤が混入し、2人が死亡するなど健康被害が相次いでいる問題で、製造したあわら市の製薬会社・小林化工に21日朝、厚生労働省などが立ち入り調査を行った。調査結果を踏まえ業務停止命令を出す方針を示した。

問題の薬剤は、イトラコナゾール錠50「MEEK」で、厚労省が承認していない工程で睡眠導入剤を誤って混入したとしている。全国で2人が死亡するなど健康被害が相次いでいて、小林化工などは因果関係を調べている。 調査では、自主回収している問題の薬剤と他の2種類以外にも、法令違反の可能性のある医薬品が複数あるとして、工場の作業記録の確認や関係者の聞き取りを進める。

厚生労働省監視指導・麻薬対策課の田中徹課長は「業務停止命令になる。日数はこれから決める。ジェネリック 業界、医薬品産業全体の問題で極めて重大」と話し、行政処分は免れないとした。

また、調査がまとまるのは年明けになるとした上で、血液製剤やワクチンの製造メーカー・化血研の不正製造問題で、2016年、過去最長となる110日間の業務停止命令を出したときと同じかそれ以上の処分となる見通

\_\_\_\_\_

# ◇事故・事件対策、措置、訴訟等

# ・石綿(アスベスト)含有品の流通と販売者による回収について

<厚生労働省 2020 年 12 月 22 日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_15629.html

石綿(アスベスト)が含まれていることが判明した製品及び販売者による回収などについて、以下のとおりお知らせいたします。

<石綿含有の可能性があることが判明した製品>

1 販売者

株式会社ニトリホールディングス

(北海道札幌市北区新琴似七条一丁目2番39号)

2 製品名等

別紙1の珪藻土コースター (7種類)、珪藻土バスマット (2種類)

※商品の詳細等については販売者までお問い合わせ下さい。

3 流通数 (販売済み数)

計2,413,591個(製品別の数は別紙1のとおり)

<石綿含有の有無を調査中の製品>

1 販売者

同上

2 製品名等

別紙2の珪藻土製品(29種類)

※商品の詳細等については販売者までお問い合わせ下さい。

3 流通数 (販売済み数)

計 650,046 個(製品別の数は別紙2のとおり)

<対象製品をお持ちの皆様へ>

○ 石綿含有の可能性があることが判明した製品をお持ちの方は、販売者が回収しますので、回収方法などについて、以下の販売者の問合せ窓口にご連絡下さい。ごみ等で廃棄したり、販売者指定の方法以外で返送したりしないようお願いします。

【株式会社ニトリホールディングス お客様相談室】

0120-209-993 (フリーダイヤル) ※受付時間:10:00~18:30

- 調査中の製品をお持ちの方は、調査結果が出るまでお待ちください。
- 固形のバスマットやコースターについては、通常の使い方で使用している限りは石綿(アスベスト)が飛散するおそれはなく、健康上の問題を生じさせるおそれはありません。

しかしながら、削ったり割ったりした場合など破損したときには飛散するおそれがありますので、調査中の製品をお持ちの方も含め、破損しないようにお願いします。

○ もしすでに破損しているなどでご心配な場合は、ビニール等に入れ、テープ等でしっかりと封をして、回収又は調査結果が出るまで保管してください。

<石綿対策についてのお問い合わせ>

○ 石綿対策については、厚生労働省までお問い合わせ下さい。

(厚生労働省の問合せ先) 03-6812-7808 平日対応時間:09:30~18:15

・労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件(厚生労働省告示第394号)

「官報」 令和 2 年 12 月 21 日 号外 第 267 号 159~160 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201221/20201221g00267/20201221g002670159f.html

・Salute. Lab株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

<消費者庁 2020 年 12 月 22 日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/022529/

消費者庁は、本日、Salute. Lab 株式会社に対し、同社が供給する「イオニアカード PLUS」と称する商品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会(公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所)の調査の結果を踏ま

え、景品表示法に違反する行為(同法第5条第1号(優良誤認)に該当)が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

表示内容(別紙1ないし別紙3)

例えば、令和2年7月16日に、「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」と記載のあるウェブページにおいて、本件商品の画像と共に、「検証結果で分かるイオニアカードの確かな効果」、「スギ花粉 84.5%除去」及び円グラフの画像、「ヒノキ花粉 77.6%除去」及び円グラフの画像、並びに「PM2.5 90.1%除去」及び円グラフの画像、「カードを身につけるだけで空気のトラブル からあなたを守る」、「花粉」、「アレル物質」、「ウイルス」、「PM2.5」、「タバコのニオイ」及び「これらは、ぜんそくや鼻水・鼻詰まり、目のかゆみなどの原因に。インフルエンザには、二次感染のリスクもあります。『イオニアカード』は、そんな"空気のトラブル"からイオンの力であなたを守ります。」等と表示するなど、別表1「表示期間」欄記載の期間に、同表「表示箇所」欄記載の表示箇所において、同表「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品を身に着け

れば、本件商品から発生するイオンの作用により、本件商品から半径1.5メートルから2メートル程度又は半径1.5メートル程度の身の回りの空間における花粉及びPM2.5を除去し、本件商品を身に着けた者にウイルス、菌等を寄せ付けない効果が得られるかのように示す表示をしていた。

前記アの表示について、消費者庁は、景品表示法第7条第2項の規定に基づき、Salute. Labに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から資料が提出された。しかし、当該資料は、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

・「消防団員入団促進キャンペーン」の実施

<総務省消防庁 2020年12月22日>

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/201222\_chibou\_1.pdf

消防庁では、例年、1月から3月までの間を「消防団員入団促進キャンペーン」期間と位置付け、全国の地方公共団体等と連携し、消防団への入団促進に係る広報の全国的な展開を図っています。 今年度も、令和3年1月から3月までの同キャンペーン期間において、以下の取組を実施します。

# □大災害、原発事故対策

#### [福島原発事故]

実際

- 食品中の放射性物質の検査結果について(1216報)(東京電力福島原子力発電所事故関連)
   (厚生労働省 2020年12月22日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_15616.html
- 1 自治体の検査結果

小樽市、岩手県、宮城県、茨城県、宇都宮市、埼玉県、さいたま市、川越市、東京都、文京区、神奈川県、横浜市、新潟県、山梨県、名古屋市、大阪府、大阪市、東大阪市、徳島県、沖縄県

※ 基準値超過 1件

No. 725 宮城県産 コウタケ (乾燥)

(Cs:580 Bq/kg)

- 2 緊急時モニタリング又は福島県の検査結果
  - ※ 基準値超過 なし
- 3 国立医薬品食品衛生研究所における検査
  - ※ 基準値超過 なし

・原子力災害対策特別措置法第 20 条第 2 項の規定に基づく食品の出荷制限の解除 〈厚生労働省 2020 年 12 月 20 日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_15582.html

本日、原子力災害対策本部は、原子力災害対策特別措置法に基づき出荷制限が指示されていた、福島県の小野川湖 (おのがわこ)及び檜原湖 (ひばらこ)並びにこれらの湖に流入する河川 (支流を含む)において採捕されたイワナ (養殖により生産されたものを除く)、ウグイ、フナ (養殖により生産されたものを除く)及びヤマメ (養殖により生産されたものを除く)ついて、出荷制限の解除を指示しました。

・IAEA、監視団派遣用意 処理水処分で日本と協議

<共同通信 2020年12月19日>

https://news.yahoo.co.jp/articles/89d83cdef8d4bc920fd0ecde5e849a05630c76f1

国際原子力機関(IAEA)のグロッシ事務局長は19日までに、<u>東京電力</u>福島第1原発で増え続ける放射性物質トリチウムを含む処理水の処分について日本側と協議しており、処分が決まった場合、要請があれば国際的な監視チームをすぐに派遣する用意があると明かした。日本と協力し、国内外の懸念の払拭に努める姿勢を鮮明にした。

第1原発敷地で処理水を保管しているタンクは22年夏にも容量が限界となる見通しで、政府は海洋放出を検討。 <u>菅義偉</u>首相は今月10日、「いつまでも先送りはできない」との認識を示したが、漁業関係者らは「風評被害の発生は必至」と反発している。

\_\_\_\_\_

# [原子力施設全般]

・<u>原子力規制委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(原子力規制委員会規則第22号)</u>

「官報」 令和 2 年 12 月 22 日 号外 第 268 号 98~99 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201222/20201222g00268/20201222g002680098f.html

・<u>原子力規制委員会が関係行政機関として所管する法令に係る電子情報処理組織による手続等に関する告示(原</u>子力規制委員会告示第 15 号)

[官報] 令和2年12月22日 号外 第268号 310頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201222/20201222g00268/20201222g002680310f.html

\_\_\_\_\_

# [大水害対策]

・集中豪雨の「内水氾濫」から住宅地守る「地下巨大施設」とは

<毎日新聞 2020 年 12 月 21 日> https://mainichi.jp/articles/20201219/k00/00m/040/098000c

\_\_\_\_\_

# [大震災対策]

・津波 34mの想定に衝撃…高台移転、進む地域と悩む地域

<朝日新聞 2020年12月21日>

https://www.asahi.com/articles/ASNDN7TNWNDLUTIL062.html?iref=comtop 7 05

# [2] [特集] 新型コロナウイルス感染症

# [状況]

# ◇省庁発表

・新型コロナウイルス感染症に関する報道発表資料(発生状況、国内の患者発生、空港検疫事例)を更新しました

<厚生労働省 2020 年 12 月 22 日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431 00204.html

- ・新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者の発生について(空港検疫)
- <厚生労働省 2020年12月22日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_15691.html
- ・新型コロナウイルス感染症の現在の状況と厚生労働省の対応について(令和2年12月22日版)
- <厚生労働省 2020年12月22日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_15690.html
- ・新型コロナウイルスに関連した患者等の発生について(12月21日各自治体公表資料集計分)
- <厚生労働省 2020年12月22日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_15673.html
- ・地域ごとの感染状況等の公表について更新しました
- <厚生労働省 2020年12月21日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=8wqo01gFU76LN-thY

◇よくある感染症状、初めは一部 嗅覚3%、発熱で半数と和歌山県

<共同通信 2020年12月20日>

https://news.yahoo.co.jp/articles/2e02381b2d7e1fea21cc7905d1251e09967d4397

和歌山県は20日までに、新型コロナウイルスに感染し何らかの症状が出た人のうち、発症当日から嗅覚異常があった人は3%、味覚異常は6%だったとの分析を発表した。世界保健機関(WHO)が「よくある症状」として挙げた発熱でも54%、倦怠感は35%、せきは28%にとどまった。県が11月末までに公表した有症状者、全424人の情報をまとめた。

県福祉保健部の野尻孝子技監は「新型コロナかどうかは一つの症状だけでは判断できない。積極的に疑って検査し、クラスター(感染者集団)の発生を予防していくべきだ」と指摘した。

ヘーューン和米 日

# ◇マスコミ報道 見出し

- ・イギリス コロナ拡大で外出制限"変異ウイルス" 周辺国も対応
- <NHK 2020年12月21日> https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201221/k10012775131000.html
- ・変異した新型コロナウイルス イギリスで混乱広がる
- < NHK 2020 年 12 月 22 日 > https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201222/k10012776981000.html
- ・感染力7割増し、欧州各国でもコロナ変異株 英国から
- <朝日新聞 2020年12月21日>

https://news.yahoo.co.jp/articles/761b20e34f8ee215a1acecd9244e65f8e30e8d40/images/000

- ・イタリアでもコロナ変異種 強い感染力、欧州警戒
- <時事ドットコム 2020年12月21日> https://www.jiji.com/jc/article?k=2020122100123&g=int
- 新型コロナ変異種「子どもにも感染しやすい恐れ」 イギリスの諮問機関が調査
- <HUFFPOST 2020年12月22日>

https://www.huffingtonpost.jp/entry/story\_jp\_5fe14237c5b6acb53453831e •

- ・コロナ 陽性確認で入院待ちの男性 自宅で容体急変し死亡 広島
- <NHK 2020年12月20日>

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201220/k10012774861000.html?utm\_int=all\_side\_ranking-social\_004

- ・重症や致死率上昇「根拠なし」 コロナウイルス変異種で WHO
- <共同通信 2020年12月22日> https://www.47news.jp/news/new\_type\_pneumonia/5633010.html

[対策・予防]

# ◇省庁発表

- ・新型コロナウイルス接触確認アプリ (COCOA) ページを更新しました
- <厚生労働省 2020年12月22日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/cocoa\_00138.html

・「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター(TeCOT)」のビジネス目的以外の利用が可能となりました

<厚生労働省 2020 年 12 月 21 日>

https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201221007/20201221007.html?from=mj

<経済産業省 2020 年 12 月 21 日>

https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201221007/20201221007.html

- ・「新型コロナウイルスに関する Q&A (一般の方向け)」を更新しました
- <厚生労働省 2020年12月21日> https://www.mhlw.go.jp/haishin/u/1?p=PcRm9JbLnXBF-SOvY

◇ワクチン、検査薬、治療薬等

- ・アメリカ コロナワクチン接種後 6人に激しいアレルギー症状
- <NHK 2020年12月20日>

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201220/k10012774111000.html?utm\_int=all\_side\_ranking-social\_003

- ・ワクチン、次は75歳以上に米、モデルナ製発送
- <共同通信 2020 年 12 月 21 日> https://www.47news.jp/news/5628900.html
- ・ドイツ保健相「変異種にもワクチン効果」 ファイザー製を念頭

- <毎日新聞 2020年12月21日> https://mainichi.jp/articles/20201221/k00/00m/030/038000c
- ・EU ファイザーなど開発の新型コロナワクチンの販売許可
- <NHK 2020年12月22日> https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201221/k10012776881000.html
- ・厚労省審議会 「アビガン」新型コロナ治療薬としては継続審議

<NHK 2020年12月21日>

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201221/k10012776701000.html?utm\_int=all\_side\_ranking-social\_002

- ・ワクチン開発は「奇跡の偉業」でも 接種後もマスクは当分外せない理由
- <AERAdot. 2020年12月22日> https://dot.asahi.com/aera/2020122100058.html •

\_\_\_\_\_

# ◇マスコミ報道 見出し

- ・欧州、年末年始に規制強化 新型コロナ再拡大
- <時事ドットコム 2020 年 12 月 21 日> https://www.jiji.com/jc/article?k=2020122000211&g=int
- ・"会食の場が拡大要因 対策を"
- < NHK 2020 年 12 月 22 日 > https://www3.nhk.or.jp/shutoken-news/20201222/1000057870.html
- ・首都圏4知事がメッセージ「初詣での時期ずらして」「家の中でもマスクを」
- <TBS 2020年12月21日>

https://news.yahoo.co.jp/articles/36d7c6b5139b885f2c471e6b7f024bd4e163d2d3

# [3] 膀胱がんと MOCA※のばく露に関する医学的知見を公表します

# 〜労災請求を受け、疫学調査結果などを分析・検討した報告書を取りまとめました〜

<厚生労働省 2020年12月22日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_15624.html

厚生労働省の「芳香族アミン取扱事業場で発生した膀胱がんの業務上外に関する検討会」(座長:柳澤裕之 東京慈恵会医科大学 副学長)は、このたび、膀胱がんと「3,3'ージクロロー4,4'ージアミノジフェニルメタン」(以下「MOCA」)との関連について、現時点での医学的知見を報告書として取りまとめましたので、公表します

※MOCAは、防水材や床材などに利用されるウレタン樹脂の硬化剤

今回の報告書は、国内の化成品などを製造する工場で、MOCA を取り扱う業務に従事していた労働者に膀胱がんが発症し、複数の労災請求があったことを受け、業務が原因かどうかを判断するために、国際的な報告や疫学調査結果などを分析・検討してまとめたものです。

この報告書を受けて厚生労働省は、この検討の契機となった工場を管轄する労働局に対し、労災請求事案の決定を行うよう指示します。また、MOCAを取り扱う事業場に対する労災請求手続きなどの周知を実施していきます。 ■報告書の結論

MOCA のばく露と膀胱がんの発症リスクとの関連性について、

- ・ばく露業務に5年以上従事した労働者に発症した膀胱がんは、潜伏期間が10年以上認められる場合、その業務が有力な原因となって発症した可能性が高いものと考える。
- ・ばく露業務への従事期間が5年または潜伏期間が10年に満たない場合は、作業内容、ばく露状況、発症時の年齢、既往歴の有無、喫煙の有無などを勘案して、業務と膀胱がんとの関連性を検討する。

# [4] 化学物質の環境リスク初期評価(第19次取りまとめ)の結果について

<環境省 2020年12月21日> http://www.env.go.jp/press/108823.html

環境省は、化学物質による環境汚染を通じて、人の健康や生態系に好ましくない影響が発生することを未然に防止するため、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会の審議を踏まえ、「環境リスク初期評価(第19次取りまとめ)」を取りまとめました。その結果、生態リスク初期評価で1物質について「詳細な評価を行う候補」とされました。

「詳細な評価を行う候補」とされた物質については、関係部局の連携の下で、詳細な評価の実施を含めた対応を図ることとしています。

#### 1. はじめに

現代の社会においては、様々な産業活動や日常生活に多種多様な化学物質が利用され、私たちの生活に利便を

提供しています。また、物の焼却等に伴い非意図的に発生する化学物質もあります。これらの化学物質の中には、 人の健康及び生態系に対する有害性を持つものが多数存在しており、適切に取り扱われなければ、環境汚染を通 じて人の健康や生態系に好ましくない影響を及ぼすおそれがあります。

このような悪影響の発生を未然に防止するためには、こうした化学物質が、大気、水、土壌等の環境媒体を経由して環境の保全上の支障を生じさせる蓋然性(以下「環境リスク」とする。)について、科学的な観点から定量的な検討と評価を行い、その結果に基づいて、必要に応じ、環境リスクを低減させるための対策を進めていく必要があります。

このため、まず、科学的な知見に基づいて、多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが大きいと想定される物質をスクリーニング(抽出)し、その上でより詳細なリスク評価を行う必要があります。環境省では、この最初のステップを環境リスク初期評価と位置付けています。

# 2. 環境リスク初期評価について

#### (1) 実施主体

環境省環境保健部環境リスク評価室では、平成9年度から化学物質の環境リスク初期評価に着手し、国立研究開発法人国立環境研究所環境リスク・健康研究センターの協力のもと、その結果をこれまで18次にわたり取りまとめ、「化学物質の環境リスク評価」(第1巻〜第18巻)として公表しています。

この環境リスク初期評価の結果の取りまとめに当たっては、中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会において審議されています。

#### (2) 評価結果の活用

環境リスク初期評価において、「詳細な評価を行う候補」及び「関連情報の収集が必要」と評価された物質については、関係部局等との連携と分担の下で、必要に応じた対応(「詳細な評価を行う候補」とされた場合には、より詳細なリスク評価の実施等、「関連情報の収集が必要」とされた場合には継続的な環境濃度の監視、より高感度な分析法の開発等)を図ることとしています。

#### リスク初期評価に必要な情報 関係者の取組の誘導 ○環境省における環境調査・試験研究等 ○自治体・国の政策誘導 (モニタリングデータ) (調査・研究等による知見充実、高感 曝 ○ PRTRデータ 度分析法開発等) 露 ○自治体の環境調査・試験研究等 ○企業の自主的取組の誘導 ◯その他の文献 (毒性試験実施、製造・使用量削減等) ○ 消費者における化学物質の 適切な 取 |○国・企業等の毒性・生態影響試験 り扱いの普及啓発等 性 〇 文献(企業データ含む)

# 環境リスク初期評価の実施

規制担当部局におけるより詳細な検討 必要に応じ管理の実施

> 例)大気:優先取組物質、大気環境基準等の検討、大気汚染防止法の規制の検討 水質:要監視項目、水質環境基準等の検討、水質汚濁防止法の規制の検討 化学物質:化学物質審査規制法の規制の検討

図 環境リスク初期評価による取組の誘導と化学物質に係る情報の創出

# (3) 構成

環境リスク初期評価は、人の健康に対するリスク(健康リスク)評価と生態系に対するリスク(生態リスク) 評価から成り立っており、以下の3段階を経て、リスクの判定を行っています。

①有害性評価 人の健康及び生態系に対する有害性を特定し、用量(濃度) - 反応(影響) 関係を整理

②曝露評価 人及び生熊系に対する化学物質の環境経由の曝露量の見積もり

③リスクの初期評価 有害性評価と曝露評価の結果を考慮

#### (4) 対象物質

非意図的生成物質や天然にも存在する物質を含め、環境省内の関係部局や有識者から、各々の施策や調査研究において環境リスク初期評価を行うニーズのある物質を聴取するとともに、環境モニタリング調査結果において検出率が高かった物質等の中から、有識者の意見等を踏まえ、優先度が高いと判断されたものを選定しています。

#### (5) 評価の方法

化学物質の環境リスク初期評価ガイドライン(以下単に「ガイドライン」という。)に基づいて、リスクの判定 (具体的には、健康リスク評価、生態リスク評価について、それぞれ以下のとおり実施)を行うとともに、既存 データの解析及び専門的な見地から情報収集の必要性に関する総合的な判定を実施しています。

#### ①リスクの判定

#### ○健康リスク評価

有害性に閾値があると考えられる場合には、無毒性量等を予測最大曝露量(又は予測最大曝露濃度)で除した値(MOE(Margin of Exposure))を求めて判定します。

MOE	判定
10 未満	詳細な評価を行う候補と考えられる。
10 以上 100 未満	情報収集に努める必要があると考えられる。
100以上	現時点では作業は必要ないと考えられる。
算出不能	現時点ではリスクの判定ができない。

有害性に閾値がないと考えられる場合は、過剰発生率による評価を行います。

過剰発生率	判定
10-5 以上	詳細な評価を行う候補と考えられる。
10-6 以上10-5 未満	情報収集に努める必要があると考えられる。
10-6 未満	現時点では作業は必要ないと考えられる。
算出不能	現時点ではリスクの判定ができない。

#### ○生態リスク評価

予測環境中濃度(PEC)を予測無影響濃度(PNEC)で除した PEC/PNEC により判定します。

PEC/PNEC	判定
1以上	詳細な評価を行う候補と考えられる。
0.1以上1未満	情報収集に努める必要があると考えられる。
0.1 未満	現時点では作業は必要ないと考えられる。
情報不十分	現時点ではリスクの判定はできない。

#### ②情報収集の必要性に関する総合的な判定

リスクの判定結果を踏まえつつ、化学物質の製造量、用途、物性、化学物質排出把握管理促進法による届出排 出量を用いたモデル等による環境濃度の推定結果等の関連情報に基づいて、専門的な観点から、更なる情報収集 の必要性について総合的な判定を実施します。

なお、初期評価を実施する際には、その趣旨に鑑み、環境リスクが高い物質を見逃してしまうことのないよう、 有害性評価においては複数の種について毒性データを活用し、より低用量で影響が出たデータを利用する、曝露 評価においては原則として検出最大濃度を利用する等、安全側に立脚した取扱いを行っています。

3. 環境リスク初期評価(第19次取りまとめ)の結果について

# (1) 対象物質

今回の第19次取りまとめにおいては、環境リスク初期評価(健康リスクと生態リスクの双方を対象とした評価) を11物質について、生態リスク初期評価を4物質について、それぞれ取りまとめました。

今回の第19次取りまとめによって、これまでに297物質の環境リスク初期評価と95物質の生態リスク初期評価が取りまとめられたことになります。

#### (2) 結果

①環境リスク初期評価(健康リスクと生態リスクの双方を対象とした評価)

対象とした11物質の環境リスク初期評価の結果を、今後の対応の観点から整理すると、以下のとおりです。

評価結果	健康リスク初期評価	生態リスク初期評価
A.	【0物質】	【0物質】
詳細な評価を行う候補		
(添付資料中の判定表記 ■)		
В.	【4物質】	【5物質】
更なる関連情報の収集が必要	吸入曝露(一般環境大気)	・ジエタノールアミン
(添付資料中の判定表記 ▲)	・テトラヒドロメチル無水フタル酸*	・2-ナフチルアミン*
	・無水マレイン酸*	・4-ヒドロキシ安息香酸プロピル
	経口曝露	・2-フェニルフェノール*
	・ジエタノールアミン	・2-メトキシ-5-メチルアニリン*
	・2-ナフチルアミン*	
C.	【7物質】	【4物質】
現時点では更なる作業の必要性は	・o-アニシジン	・0-アニシジン
低い	・2-エチルヘキサン酸	・2-エチルヘキサン酸
(添付資料中の判定表記 ○)	・テトラエチレンペンタミン	・テトラエチレンペンタミン
	・4-ヒドロキシ安息香酸プロピル	・p-tert-ブチル安息香酸
	・2-フェニルフェノール	
	・p-tert-ブチル安息香酸	
	・2-メトキシ-5-メチルアニリン	

注)「テトラヒドロメチル無水フタル酸」、「無水マレイン酸」については、生態リスク初期評価は実施しなかった。 \*既存の関連情報を総合的に勘案して判断し更なる関連情報の収集に努める必要があると判定した物質。すなわち、2.(5)①の MOE や過剰発生率、PEC/PNEC 比では「現時点では作業は必要ないと考えられる」又は「現時点ではリスクの判定ができない」となったが、既存データの解析及び専門的な見地から総合的に判断して、更なる関連情報の収集が必要と判定した物質。詳細は評価書本文を参照。

#### ②追加的に実施した生態リスク初期評価

対象とした4物質の生態リスク初期評価結果を、今後の対応の観点から整理すると、以下のとおりです。

評価結果	生態リスク初期評価
A.	【1物質】
詳細な評価を行う候補	・エストロン
(添付資料中の判定表記 ■)	
В.	【3物質】
更なる関連情報の収集が必要	・(R)-4-イソプロペニル-1-メチルシクロヘキサ-1-エン
(添付資料中の判定表記 ▲)	・スルファジアジン
	・リンコマイシン
C.	【0物質】
現時点では更なる作業の必要性は低い	
(添付資料中の判定表記 ○)	

# 4. 今後の対応について

# (1) 結果の公表

環境リスク初期評価の結果は、「化学物質の環境リスク初期評価:第19巻」として取りまとめるとともに、インターネット上で公表します(下記アドレス参照)。 http://www.env.go.jp/chemi/risk/index.html また、環境リスク初期評価から得られた科学的知見を、一般消費者は日常生活において、企業は経済活動において、より容易に活用することができるよう、物質ごとの初期評価の結果の要約を作成し、インターネット上で公表します。

#### (2) 関係部局等との連携

「詳細な評価を行う候補」とされた化学物質については、規制当局である関係部局、自治体等へ評価結果の情報 提供を行い、緊密な連携を図ることにより、各主体における取組(例:詳細なリスク評価の実施、環境調査の実 施、より詳細な毒性情報の収集等)への活用を求めることとしています。

また、「更なる関連情報の収集が必要」とされた化学物質については、個々の評価の内容を踏まえて関係部局との連携等を確保し、環境中の存在状況や有害性に係る知見等の充実を図ることとしています。

# (3) 環境リスク初期評価の再実施

「更なる関連情報の収集が必要」とされた物質については、新たに情報を収集の上、適宜、環境リスク初期評価 の対象物質とすることについて検討します。

また、既に環境リスク初期評価を行った物質についても、その後、国内外で毒性データや曝露データの更新や評価手法の見直し等が行われたものについては、再評価を行い、逐次、再評価結果を公表します。

# (4) 今後の課題・評価対象物質

ガイドラインについて、OECD 等における試験法及び評価手法に関する検討状況を把握し、新たな知見等を踏まえて、今後も必要に応じて見直しを図ります。

QSAR (定量的構造活性相関) については、生態リスク初期評価において毒性データが不足する物質を対象に、必要に応じて QSAR 予測値を算出するとともに、当面、専門家判断の根拠の一つとして QSAR 予測値を活用していきます。

今後の評価対象物質は、引き続き、環境省内の関係部局等からのニーズや、環境モニタリングにおける検出状況 等を踏まえ、有識者の意見等を踏まえて優先度が高いと考えられるものを選定していきます。選定に当たっては、 化学物質審査規制法の下でもスクリーニング評価及びリスク評価が進められていることを踏まえ、環境中に存在 する医薬品等、非意図的に生成される物質、天然物がそのまま抽出等されて利用される物質等といった同法によ るリスク評価の対象となっていない物質や、用途が多岐にわたるため、用途毎の規制法の下では環境リスクの全 体像の把握が困難と考えられる物質に、特に留意する必要があります。

#### 「5」放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等、運搬に関する基準等の一部改正

#### ◇放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の一部を改正する規則(原子力規制委員会規則第 21 号)

[官報] 令和2年12月22日 号外 第268号 49~98頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201222/20201222g00268/20201222g002680049f.html

#### ○原子力規制委員会規則第21号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)及び放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十七号)の規定に基づき、及びこれらの法律を実施するため、放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年12月22日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則等の一部を改正する規則

- **第一条** 次の各号に掲げる規則の一部を、それぞれ当該各号に定める表により改正する。
  - 一 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号) 別表第一
  - 二 国際規制物資の使用等に関する規則(昭和三十六年総理府令第五十号) 別表第二
  - 三 原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則(昭和五十三年総理府令第五十一号) 別表第三
  - 四 登録認証機関等に関する規則(平成十七年文部科学省令第三十七号) 別表第四
  - 五 核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十号) 別表第五
- 第二条 前条各号に定める表中の傍線、破線及び二重傍線の意義は、次に掲げるとおりとする。
  - 一 改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定 の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改めること。
  - 二 条項番号その他の標記部分(以下単に「標記部分」という。)に二重傍線を付した規定を改正前欄及び改正後欄に対応して掲げている場合であって、標記部分が改正前欄及び改正後欄で同一のときは、改正前欄に掲げる規定を改正後欄に掲げるもののように改めること。

- 三 標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれに対応するもの を掲げていないときは、当該規定を削ること。
- 四 標記部分に二重傍線を付した規定を改正後欄に掲げている場合であって、改正前欄にこれに対応するもの を掲げていないときは、当該規定を新たに追加すること。

#### 附則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和三年一月一日から施行する。

(調整規定)

- 第二条 この規則及び核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則 (令和二年原子力規制委員会規則第二十号) により改正される放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則 の規定は、核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する規則等の一部を改正する規則によってま ず改正され、次いでこの規則によって改正されるものとする。
- **別表第一** 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則の一部改正に関する表 別記様式第1(第2条関係)~別記様式第58(第42条第1項関係)
- 別表第二 国際規制物資の使用等に関する規則の一部改正に関する表

別記様式第1 (第7条関係) ~別記様式第30 (第10条関係 —省略—

別表第三 原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則の一部改正に関する表

別記様式第 5 (第 10 条関係)~別記様式第 6 (第 12 条関係) ――省略―

別表第四 登録認証機関等に関する規則の一部改正に関する表

別記様式第1 (第2条、第16条、第30条、第44条、第58条、第72条、第86条、第99条、第111条、 第 122 条関係) ~別記様式第 25 (第 117 条、第 128 条関係) —省略—

別表第五 核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則の一部改正に関する表 別記様式第4(第7条関係)~別記様式第5(第9条関係) —省略—

◇放射性物質等の運搬に関する基準の一部を改正する件(厚生労働省告示第 395 号)

[官報] 令和2年12月22日 号外 第268号 295頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201222/20201222g00268/20201222g002680295f.html

#### ○厚生労働省告示第 395 号

平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係 る細目等を定める告示)及び平成二年科学技術庁告示第七号(放射性同位元素等の工場又は事業所の外における 運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)の一部を改正する告示(令和二年原子力規制委員会告示 第十四号)の施行に伴い、放射性物質等の運搬に関する基準(平成十七年厚生労働省告示第四百九十一号)の一 部を次の表のように改正し、令和三年一月一日から適用する。

令和2年12月22日

厚生労働大臣 田村 憲久

(傍線部分は改正部分) 改正後 改正前 (積載の限度) (積載の限度)

第十九条 (略)

2 · 3 (略)

4 1 P-1型輸送物、I P-2型輸送物又は I P-3型輸送物を積載する場合において、一の車両に積 載する I P 1 1 型輸送物、 I P 1 2 型輸送物及び I P 1 3 型輸送物並びに放射線障害防止法施行規則第 十八条の三第二項に規定する I P-1型輸送物、 I P-2型輸送物及びIP-3型輸送物(以下「IP

第十九条 (略)

2 · 3 (略)

4 1 P-1型輸送物、I P-2型輸送物又は I P-3型輸送物を積載する場合において、一の車両に積 載する I P 1 1 型輸送物、 I P 1 2 型輸送物及び I P13型輸送物並びに放射線障害防止法施行規則 第十八条の三第二項に規定する I P-1型輸送物、 IP-2型輸送物及びIP-3型輸送物(以下「I

型輸送物」という。)に収納されている汚染物等(低比放射性物質及び表面汚染物並びに放射線障害防止法施行規則第十八条の三第二項に規定する低比放射性同位元素及び表面汚染物をいう。以下この項及び第二十八条第十一項において同じ。)の放射能の量の合計は、次の表の上欄に掲げる汚染物等の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる放射能の量を超えてはならない。

汚染物質等の区分	放射線の量
一 LSA-I又は <u>放射性同位</u>	制限なし
元素等の工場又は事業所の外	
における運搬に関する技術上	
の基準に係る細目等を定める	
告示 (平成二年科学技術庁告示	
第七号。以下「放射性同位元素	
科学技術庁告示」という。)第	
五条第一項第一号に規定する	
LSA-1	
(略)	(略)

P型輸送物」という。)に収納されている汚染物等 (低比放射性物質及び表面汚染物並びに放射線障 害防止法施行規則第十八条の三第二項に規定する 低比放射性同位元素及び表面汚染物をいう。以下こ の項及び第二十八条第十一項において同じ。)の放 射能の量の合計は、次の表の上欄に掲げる汚染物等 の区分に応じ、それぞれ、同表の下欄に掲げる放射 能の量を超えてはならない。

汚染物質等の区分	放射線の量
一 LSA-I又は平成二年科	制限なし
学技術庁告示第七号(放射性同	
位元素等による放射線障害の	
防止に関する法律施行規則第	
十八条の三等の規定に基づく	
放射性同位元素又は放射性同	
位元素によって汚染された物	
の工場又は事業所の外におけ	
る運搬に関する技術上の基準	
に係る細目等。以下「放射性同	
位元素科学技術庁告示」とい	
う。)第五条第一項第一号に規	
定するLSA-1	
(略)	(略)

# ◇<u>放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成</u> 二年科学技術庁告示第七号)の一部を改正する告示(原子力規制委員会告示第 14 号)

[官報] 令和2年12月22日 号外 第268号 305~310頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201222/20201222g00268/20201222g002680305f.html

#### ○原子力規制委員会告示第 14 号

放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和三十五年総理府令第五十六号)の規定に基づき、及び同規則を実施するため、放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成二年科学技術庁告示第七号)の一部を改正する告示を次のように定める。

令和2年12月22日

原子力規制委員会委員長 更田 豊志

放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示 (平成二年科学技術庁告示第七号)の一部を改正する告示

放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成二年科学技術庁告示第七号)の一部を別表により改正する。この場合において、同表中の破線及び二重傍線の意義は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改めること。
- 二 条番号その他の標記部分に二重傍線を付した規定を改正前欄に掲げている場合であって、改正後欄にこれ らに対応するものを掲げていないときは、当該部分を削ること。

# 附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和三年一月一日から施行する。

(調整規定)

- 第二条 この告示及び平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)及び平成二年科学技術庁告示第七号(放射性同元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)の一部を改正する告示(令和二年原子力規制委員会告示第十四号)により改正される放射線同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示(平成二年科学技術庁告示第七号)の規定は、平成二年科学技術庁告示第五号(核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)及び平成二年科学技術庁告示第七号(放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示)の一部を改正する告示によってまず改正され、次いでこの告示によって改正されるものとする。
- **別表** 放射性同位元素等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示 (平成二年科学技術庁告示第七号)の一部改正に関する表

別記様式第1 (第1条の2関係) ~別記様式第13 (第25条関係) ―省略―

# [6] 大麻取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働省・農林水産省令第1号)

[官報] 令和2年12月21日 本紙 第398号 3頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201221/20201221h00398/20201221h003980003f.html

# 厚生労働省・農林水産省令第1号

大麻取締法(昭和二十三年法律第百二十四号)第四条第二項及び第十六条第二項の規定に基づき、大麻取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年十二月二十一日

厚生労働大臣 田村 憲久 農林水産大臣 野上浩太郎

大麻取締法施行規則の一部を改正する省令

大麻取締法施行規則(昭和二十三年厚生省農林省令第一号)の一部を次のように改正する。 別記第一号様式及び別記第二号様式中「印」を削る。

# 附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

# [7] 労働基準法施行規則等の一部を改正する省令(厚生労働省令第203号)

「官報」 令和 2 年 12 月 22 日 号外 第 268 号 2~36 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201222/20201222g00268/20201222g002680002f.html

### ○厚生労働省令第 203 号

労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第三十二条の二第二項(同法第三十二条の三第四項、第三十二条の四第四項及び第三十二条の五第三項において準用する場合を含む。)、第三十六条第一項(同法第百三十九条第二項、第百四十条第四項及び第百四十二条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第三十八条の二第三項(第三十八条の三第二項において準用する場合を含む。)、第三十八条の四第一項及び第四項、第四十一条の二第一項及び第二項、第八十八条並びに第百四条の二第一項、最低賃金法(昭和三十四年法律第百三十七号)第七条、賃金の支払の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第三十四号)第七条並びに賃金の支払の確保等に関する法律施行令(昭和五十一年政令第百六十九号)第二条第一項第四号の規定に基づき、並びに労働基準法を実施するため、労働基準法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和2年12月22日

厚生労働大臣 田村 憲久

(労働基準法施行規則の一部改正)

**第一条** 労働基準法施行規則(昭和二十二年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

#### 改正後

# 第四十九条 (略)

② 法第九十条第二項の規定により前項の届出に添付 すべき意見を記した書面は、労働者を代表する者の<u>氏名</u> を記載したものでなければならない。

# 第五十九条の二 (略)

- ② 使用者は、法及びこれに基づく命令に定める許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出又は報告に用いるべき様式その他必要な書類に氏名を記載し、行政官庁に提出しなければならない。
- ③ 法及びこれに基づく命令の規定により、使用者が行政 官庁に対して行う許可、認可、認定若しくは指定の申請、 届出又は報告(以下この項及び次条において「届出等」 という。)について、当該使用者が、情報通信技術を活 用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百 五十一号。以下この項及び次条において「情報通信技術 活用法」という。)第六条第一項の規定により、同項に 規定する電子情報処理組織を使用して当該届出等を行 う場合には、前項の規定による氏名の記載については、 厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用 した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年厚 生労働省令第四十号)第六条第一項各号に掲げる措置の ほか、当該使用者の氏名を電磁的記録(情報通信技術活 用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。次条に おいて同じ。) に記録することをもつて代えることがで きる。
- 第五十九条の三 届出等について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下この条において「社会保険労務士等」という。)が、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該届出等を使用者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該使用者の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該届出等と併せて送信しなければならない。

# 改正前

# 第四十九条 (略)

② 法第九十条第二項の規定により前項の届出に添付すべき意見を記した書面は、労働者を代表する者の<u>署</u>名又は記名押印のあるものでなければならない。

# 第五十九条の二 (略)

② 使用者は、法及びこれに基づく命令に定める許可<u>若</u> しくは指定の申請、届出又は報告に用いるべき様式に 氏名を記載し、押印することに代えて、署名して行政 官庁に提出することができる。

(新設)

# 第五十九条の三 法及びこれに基づく命令の規定によ

り、使用者が労働基準監督署長に対して行う許可、認可、認定若しくは指定の申請、届出、報告(以下この条において「届出等」という。) について、社会保険労務士又は社会保険労務士法人(以下この条において「社会保険労務士等」という。)が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該届出等を使用者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該使用者の職務を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を当該届出等と併せて送信す

ることをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第五条第一項の規定にかかわらず、電子署名を行い、同項各号掲げる電子証明書を当該届出等と併せて送信することに代えることができる。

様式第一号を次のように改める。

様式第二号及び様式第三号中「⑩」を削る。

様式第三号の二を次のように改める

様式第三号の三を次のように改める。

様式第四号を次のように改める。

様式第五号を次のように改める。

様式第六号中「⑩」を削る。

様式第九号を次のように改める。

様式第九号の二を次のように改める。

様式第九号の三を次のように改める。

様式第九号の四を次のように改める。

様式第九号の五を次のように改める。

様式第九号の六を次のように改める。

様式第九号の七を次のように改める。

様式第十号及び様式第十一号中「印」を削る。

様式第十二号を次のように改める。

様式第十三号を次のように改める。

様式第十三号の二を次のように改める。

様式第十三号の四中「印」を削る。

様式第十三号の五及び様式第十四号中「⑩」を削る。

様式第十四号の二を次のように改める。

様式第十四号の三中「印」を削る。

様式第十四号の四及び様式第十五号中「印」を削る。

様式第二十三号の二及び様式第二十四号中「印」を削る。

(事業附属寄宿舎規程の一部改正)

**第二条** 事業附属寄宿舎規程(昭和二十二年労働省令第七号)の一部を次のように改正する。 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
別記様式第1(第1条の2関係)	別記様式第1(第1条の2関係)
② 法第九十五条第三項の規定による同意を証明する書	② 法第九十五条第三項の規定による同意を証明する書
面は、寄宿舎に寄宿する労働者の過半数を代表する者	面は、寄宿舎に寄宿する労働者の過半数を代表する者
の氏名を記載したものでなければならない。	の署名又は記名押印のあるものでなければならない。

様式第一号中「印」を削る。

様式第三号及び様式第四号中「印」を削る。

(年少者労働基準規則の一部改正)

第三条 年少者労働基準規則(昭和二十九年労働省令第十三号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「⑩」を削る。

様式第三号中「印」を削る。

様式第四号中「⑩」を削る。

(最低賃金法施行規則の一部改正)

**第四条** 最低賃金法施行規則(昭和三十四年労働省令第十六号)の一部を次のように改正する。 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

	(1万/0×日1) (1万/0×日1) (1万/0×日1)
改 正 後	改正前
第四条 (略)	第四条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第一項に規定する使用者が、情報通信技術を活用	(新設)

- 3 第一項に規定する使用者が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。以下この項及び次項において「情報通信技術活用法」という。)第六条第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項の許可申請書を提出する場合には、当該許可申請書における使用者の氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該使用者の氏名を電磁的記録(情報通信技術活用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。次項において同じ。)に記録することをもつて代えることができる。
- 4 第一項の許可申請書について、社会保険労務士又は 社会保険労務士法人(以下この項において「社会保険 労務士等」という。)が、情報通信技術活用法第六条第 一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を 使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十 九号)第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該許 可申請書の提出に関する手続を使用者に代わつて行う 場合には、当該社会保険労務士等が当該使用者の職務 を代行する契約を締結していることにつき証明するこ とができる電磁的記録を送信しなければならない。
- 3 第一項の許可申請書について、社会保険労務士又は 社会保険労務士法人(以下この項において「社会保険 労務士等」という。)が、情報通信技術を活用した行政 の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一号。 以下この項において「情報通信技術活用法」という。 第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処 理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三年法 律第八十九号) 第二条第一項第一号の二の規定に基づ き当該許可申請書の提出に関する手続を使用者に代わ つて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該使用 者の職務を代行する契約を締結していることにつき証 明することができる電磁的記録(情報通信技術活用法 第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。) を送信す ることをもつて、厚生労働省の所管する法令に係る情 報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行 規則(平成十五年厚生労働省令第四十号)第五条第一 項の手続に代えることができる。

様式第一号を次のように改める。

様式第二号を次のように改める。

様式第三号を次のように改める。

様式第四号を次のように改める。

様式第五号を次のように改める。

(建設業附属寄宿舎規程の一部改正)

**第五条** 建設業附属寄宿舎規程(昭和四十二年労働省令第二十七号)の一部を次のように改正する。 次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
(寄宿舎規則の届出)	(寄宿舎規則の届出)
第二条 (略)	第二条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 法第九十五条第三項の規定による同意を証明する書	3 法第九十五条第三項の規定による同意を証明する書
面は、寄宿舎に寄宿する労働者(以下「寄宿労働者」	面は、寄宿舎に寄宿する労働者(以下「寄宿労働者」
という。) の過半数を代表する者の氏名を記載したもの	という。) の過半数を代表する者の署名又は記名押印の
でかけれげたらかい	あるものでかけれげからかい

別記様式中「⑩」を削る。

(賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 賃金の支払の確保等に関する法律施行規則(昭和五十一年労働省令第二十六号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改正前
(認定の申請)	(認定の申請)
第九条 (略)	第九条 (略)
2~4 (略)	2 (新設)
5 第二項に規定する者が、情報通信技術を活用した行	
政の推進等に関する法律(平成十四年法律第百五十一	
号。以下「情報通信技術活用法」という。)第六条第一	
項の規定により、同項に規定する電子情報処理組織を	
使用して第二項の申請書を提出する場合には、当該申	
請書における申請者の氏名の記載については、厚生労	
<u>働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行</u>	
政の推進等に関する法律施行規則(平成十五年厚生労	
働省令第四十号)第六条第一項各号に掲げる措置のほ	
か、当該申請者の氏名を電磁的記録(情報通信技術活	
用法第三条第七号に規定する電磁的記録をいう。以下	
同じ。)に記録することをもつて代えることができる。	
6 第二項の申請書について、社会保険労務士又は社会保	(新設)
険労務士法人(以下この項及び第十四条第四項におい	
て「社会保険労務士等」という。)が、情報通信技術活	
用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情	
報処理組織を使用して社会保険労務士法(昭和四十三	
年法律第八十九号)第二条第一項第一号の二の規定に	
基づき当該申請書の提出に関する手続を申請者に代わ	
つて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該手続	
を代行する契約を締結していることにつき証明するこ	
とができる電磁的記録を送信しなければならない。	(day I and a day)
(確認の申請)	(認定の申請)
第十四条(略)	第九条(略)
	2~4 (略)
3 第一項に規定する者が、情報通信技術活用法第六条	(新設)
第一項の規定により、同項に規定する電子情報処理組	

織を使用して第一項の申請書を提出する場合には、当該申請書における申請者の氏名の記載については、厚生労働省の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第六条第一項各号に掲げる措置のほか、当該申請者の氏名を電磁的記録に記録することをもつて代えることができる。

4 第一項の申請書について、社会保険労務士等が、情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して社会保険労務士法第二条第一項第一号の二の規定に基づき当該申請書の提出に関する手続を申請者に代わつて行う場合には、当該社会保険労務士等が当該手続を代行する契約を締結していることにつき証明することができる電磁的記録を送信しなければならない。

(新設)

# 附則

(施行期日)

1 この省令は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前のそれぞれの省令(次項において「旧省令」という。)の規定 によりされている許可若しくは認定の申請、届出又は報告は、この省令による改正後のそれぞれの省令の規定 による許可若しくは認定の申請、届出又は報告とみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧省令に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

### [8] 食品安全衛生関係

◇親子で学べる特設ウェブコンテンツ「知ろう!考えよう!食べものと放射性物質」の公開について

<消費者庁 2020年12月21日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/022488/

<農林水産省 2020年12月21日> https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/seisaku/201221.html

# [9] 温暖化対策関係

◇2020 年度 L2-Tech 水準表の公表及び L2-Tech 製品情報の募集開始について

<環境省 2020年12月21日> http://www.env.go.jp/press/108864.html

環境省では、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に最大の効果をもたらす先導的 (Leading) な低炭素技術 (Low-carbon Technology) L2(エルツ)-(ー)Tech(テック)の普及促進を進めています。

このたび、先導的な低炭素技術を有する設備・機器等に関して、業界団体等から情報を収集し、当該技術に専門的知見を有する有識者からも御意見をいただきながら、科学技術的・客観的観点から情報を整理した上で、令和2年11月24日付の「2020年度 L2-Tech 水準表の意見募集について~2020年度 L2-Tech リスト及び2020年度 L2-Tech 水準表(素案)公表のお知らせ~」による御意見を反映し、「2020年度 L2-Tech 水準表」としてまとめたので、公表します。

同時に、同水準表に基づいた L2-Tech 製品の認証実施に向け、募集を開始します。期間は、令和 2年 12月 21日 (月)より令和 3年 1月 22日 (金)17時までです。

#### 1. 背景

環境省では、エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に最大の効果をもたらす L2 エルツーーTech テック※の普及促進を進めています。

これは、先導的低炭素技術に関する情報を整備するものであり、国内外に発信して技術を導入する際の参考としていただき、大幅なエネルギー起源二酸化炭素の排出削減を推進するものです。

平成26年度より、L2-Tech情報の体系的な整理を行い、平成27年度からは認証制度として、最高効率を有する設備・機器等について「L2-Tech認証製品一覧」としてまとめ、情報発信、普及を推進しています。

※先導的 (Leading) な低炭素技術 (Low-carbon Technology)

- 2. 2020 年度 L2-Tech 認証の内容
- (1) 募集対象製品

次の全てを満たす製品を審査の対象とします。募集期間外に申請されたものについては、本認証の対象外とします。

- ・「資料 5 2020 年度 L2-Tech 水準表」に掲載されている設備・機器等に該当する製品
- ・発売済又は令和3年3月5日(金)までに発売予定の製品
- ・国内で製造又は販売している製品
- (2) 募集対象事業者

対象設備・機器等を製造又は販売している日本法人

3. 募集期間

令和2年12月21日(月)~令和3年1月22日(金)17時

※その後、審査を行った上で、採択結果を公表する予定です。

- 4. 応募方法
- 6. 2021 年度以降の L2-Tech 認証制度について

エネルギー起源二酸化炭素の大幅な排出削減に資する先導的低炭素技術の普及が進んだことを踏まえ、L2-Tech 認証制度は2020年度で終了し、2021年度以降については「L2-Tech 水準表」の作成及び「L2-Tech 認証製品」の認定は行わない予定です。

# [10] 環境安全関係

◇(仮称)山形尾花沢風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境大臣意見の提出について

<環境省 2020年12月22日> http://www.env.go.jp/press/108841.html

# [11] 調查、公募、意見募集等

# [公募、意見募集等]

◇労災疾病臨床研究事業費補助金の 2021 年度新規研究の公募を開始しました!

<厚生労働省 2020年12月20日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/roudoukijun/rousai/hojokin.html

\_\_\_\_\_

#### [調査結果]

- ◇令和元年度学校教員統計調査の中間報告について
- <文部科学省 2020年12月22日> http://mailmaga.mext.go.jp/c/afx2acvZdRkM1bbH

・学校教員統計調査-令和元年度(中間報告)結果の概要-

<文部科学省 2020 年 12 月 22 日> http://mailmaga.mext.go.jp/c/afx2acvZdRkM1bbN

\_\_\_\_\_

- ◇令和元年度公立学校教職員の人事行政状況調査について
- <文部科学省 2020年12月22日> http://mailmaga.mext.go.jp/c/afx2acvZdRkMlbbI

◇ 今和元年度における消防職員の懲戒処分等の状況(平成31年4月1日~令和2年3月31日)

<総務省消防庁 2020年12月21日>

https://www.fdma.go.jp/pressrelease/houdou/items/201221\_syoukyu\_1.pdf •

# [12] *その他省庁発表*

### ◇種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件(農林水産省告示第 2444 号)

[官報] 令和2年12月21日 本紙 第398号 4~5頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201221/20201221h00398/20201221h003980004f.html

◇種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件(農林水産省告示第2463、2464号)

[官報] 令和2年12月22日 本紙 第399号 8~9頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201222/20201222h00399/20201222h003990008f.html

◇種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件(農林水産省告示第 2465~2497 号)

[官報] 令和2年12月22日 号外 第268号 296~304頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201222/20201222g00268/20201222g002680296f.html

# ◇日本産業規格(経済産業省)

「官報」 令和 2 年 12 月 21 日 本紙 第 398 号 8~9 頁

https://kanpou.npb.go.jp/20201221/20201221h00398/20201221h003980008f.html

#### 日本産業規格

令和2年12月21日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法(昭和24年法律第185号)第19条の規定に基づき公示する。

令和2年12月21日

経済産業大臣 梶山 弘志

一関係分のみ 抽出一

制定された日本産業規格

プラスチックーポリウレタン原料ポリオール試験方法一第8部:ガスクロマトグラフィーに K1557-8

よるポリマーポリオール中の残留アクリロニトリル及び残留スチレンの求め方

化学繊維わたの有効熱伝導率による保温性試験方法 L1953

改正された日本産業規格

リチウム一次電池の安全性 C8513

鋼の脱炭層深さ測定方法 G0558

高圧配管用炭素鋼鋼管 G3455

ダイカスト用マグネシウム合金地金 H2222

マグネシウム合金ダイカスト H5303

鉄及び鋼-テルル定量方法一塩化すず(Ⅱ)還元吸光光度法 G1234

備考 内容は、日本産業標準調査会ホームページ (https://WWW.jisc.go.jp) において閲覧に供する。また、 経済産業省産業技術環境局基準認証政策課、各経済産業局及び沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供 する。

・日本産業規格(JIS)を制定・改正しました(2020年12月分)

<経済産業省 2020 年 12 月 21 日> https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201221002/20201221002.html

◇令和2年度「雇用管理に役立つ多言語用語集及び翻訳データの作成・普及事業」について

<厚生労働省 2020 年 12 月 22 日>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyougosyu.html 事業内容

# 事業の趣旨

・平成31年4月の「外国人雇用管理指針」の改正により、事業主に対して、賃金、労働時間等主要な労働条件等について、母国語等、外国人が理解できる方法で明示・説明するよう求めることになった。

- ・しかしながら、我が国で働く外国人労働者の多国籍化・多言語化も進む中で、中小企業をはじめとして、労働法令に関する用語等を正確に、かつ直ちに外国語訳することが難しいケースも想定される。
- ・事業主と外国人労働者の職場内における円滑なコミュニケーションを支援するため、労働条件等に関し使用 頻度の高い単語・単文等について、多言語で示す用語集等を作成、周知するとともに、翻訳データの活用によ り民間の自動翻訳端末の翻訳精度向上を図る。

#### 事業概要

- (1) 多言語用語集の作成
- (2)「外国人労働者の労務管理のポイント集」(仮)の作成

上記について、有識者研究会での検討後、令和3年3月の公表を予定しています。

#### [13] 関連会議等の開催案内、記録・報告、資料等

#### 「開催案内]

- ・第62回「電離放射線障害の業務上外に関する検討会」を開催します 12月28日、非公開
- <厚生労働省 2020年12月22日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_15569.html
- (1) 個別の労災請求事案に係る医学的事項について
  - ·福島労働局事案(2件)
  - ·東京労働局事案(2件)
  - · 新潟労働局事案
- (2) その他
- ・第26回 食品衛生管理に関する技術検討会 資料 12月23日

<厚牛労働省 2020年12月22日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 15688.html

- 1) 食品等事業者団体が策定した衛生管理計画手引書案の確認
  - バターの製造
  - クリームの製造
  - チーズの製造
  - 水産加工品の製造
  - ・焼肉店向け
- 2) その他
- ・「もんじゅ」廃止措置評価専門家会合(第11回)の開催について 12月25日
- < 文部科学省 2020 年 12 月 18 日 >

https://www.mext.go.jp/b\_menu/shingi/chousa/kaihatu/022/kaisai/1420211\_00003.htm

1.「もんじゅ」の燃料体取出し作業等について 2. その他

#### [開催記録、報告、資料等]

・医師の働き方改革の推進に関する検討会 中間とりまとめの公表について

<厚生労働省 2020年12月22日> https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage 15655.html

#### [14] その他

# ◇インフルエンザ、感染症関係

- ・岡山県における高病原性鳥インフルエンザ発生(野鳥国内 10 例目、家きん国内 22 例目)に伴う野鳥緊急調査の結果について 1月22日(金)
- <環境省 2020年12月21日> http://www.env.go.jp/press/108889.html
- 大分県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査陰性について
- <環境省 2020年12月21日> http://www.env.go.jp/press/108888.html
- ・北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査陰性について
- <環境省 2020年12月21日> http://www.env.go.jp/press/108887.html
- ・ 奈良県の死亡野鳥における A 型鳥インフルエンザ簡易検査陽性について
- <環境省 2020年12月21日> http://www.env.go.jp/press/108886.html
- ・滋賀県における高病原性鳥インフルエンザ発生(家きん国内 23 例目)に伴う野鳥緊急調査の結果について
- <環境省 2020年12月21日> http://www.env.go.jp/press/108884.html

- ・鹿児島県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査陰性について
- <環境省 2020年12月22日> http://www.env.go.jp/press/108896.html
- ・鹿児島県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス確定検査陽性について(野鳥国内 20 例目)
- <環境省 2020年12月22日> http://www.env.go.jp/press/108895.html
- ・ <u>宮崎県における高病原性鳥インフルエンザ発生(家きん国内 24、26 例目)に伴う野鳥緊急調査の結果について</u>
   <環境省 2020 年 12 月 22 日 > http://www.env.go.jp/press/108894.html
- ・<u>宮崎県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜(国内30例目)の遺伝子解析及びNA亜型</u>の確定について
- <農林水産省 2020年12月21日> https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201221\_3.html
- ・香川県で確認された高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜(国内 28 例目)の遺伝子解析及び NA 亜型の確定について
- <農林水産省 2020年12月21日> https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201221.html

# A 7 0 66

# ◇その他

・中国における炭素繊維の流出事案について

<経済産業省 2020 年 12 月 22 日>

https://www.meti.go.jp/press/2020/12/20201222004/20201222004.html

東レインターナショナル(株)より、同社が外国為替及び外国貿易法に基づく輸出許可を取得して中国に輸出した炭素繊維が流出した旨の報告を受け、本日、東レインターナショナル(株)に対し、貿易経済協力局長名により再発防止と厳正な輸出管理を求めることなどを内容とする警告を行いました。

・使い捨てられる教師たち 「非正規教員」制度の構造的課題

<時事ドットコム 2020年12月21日> https://www.jiji.com/jc/v4?id=202012hksk0001

# [付録]

# ◇看護師離職 15%の病院で 現場で何が起きているのか

<NHK 2020年12月22日>

https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201222/k10012778331000.html

医療機関で新型コロナウイルスへの対応が続く中、労働環境の変化や感染リスクなどを理由に、看護師が離職するケースがおよそ 15%の病院であったことが日本看護協会の調査で分かりました。

調査は、日本看護協会がことし9月に全国の8200余りの病院の看護部長や、1万2000余りの介護施設での看護の管理者などを対象に行い、22日記者会見して発表しました。

このうち、病院については、およそ 2800 か所から回答があり、15.4%に当たる 426 の病院が新型コロナウイルスへの対応に伴う労働環境の変化や感染リスクなどを理由にした看護師の離職があったと答えました。

特に、感染症指定医療機関など、対応の中心を担っていた 1100 余りの病院では、離職があったと答えたのは 242 か所、21.3%に上っています。

そして、看護職員が不足したと答えたのは全体の34.2%、感染症指定医療機関などでは45.5%に上りました。 また、対応に当たる中で苦慮したことについて複数回答で聞いたところ、

▽「感染防止に関連する物品の調達」が最も多く、「苦慮した」と「やや苦慮した」を合わせて 84.4%、 次いで

▽「患者・家族への対応」が 77.5%、

▽「職員からの不安の訴え」が 72.8%、

▽感染者への対応を行う区域とそれ以外を分ける「ゾーニング」が72.0%、

▽「平時の業務への支障」が70.2%などと、医療現場が抱える課題が改めて明らかになりました。

日本看護協会の福井トシ子会長は「病院の経営の悪化で減給やボーナスカットなどのあおりも受ける中、離職の状況はさらに悪化している可能性が高い。現場の看護師は疲労が心身ともにピークに達していて、さらなる支援

が必要だ」と話しています。

# 東京都内の総合病院では

新型コロナウイルスの"第3波"とされる感染拡大で、東京都内の総合病院では、看護師たちが患者の増加によって心身ともに負担が増す中、現場で対応を続けています。みずから妊娠したあとも産休に入るまで現場に立ち続けようとする看護師や、幼い子どもなど家族への感染不安を抱えながら働く看護師もいます。

東京 港区の東京都済生会中央病院は、新型ウイルス専用の病棟を設け、およそ20 床で患者を受け入れていて、ことし9月の段階では患者は12人でしたが、"第3波"とされる感染拡大で、先月には22人に増加しています。特に、手厚いケアが必要になる基礎疾患がある高齢の患者への対応に追われていて、私たちが取材に訪れた日も、糖尿病を患い、透析の治療を受けている新型コロナの患者の対応に、看護師が4時間近くついていました。患者が退院したあとの病室の清掃は、通常なら業者に依頼していますが、今は新型コロナへの対応が求められるため、看護師が2人1組で1時間ほどかけて消毒やシーツの交換を行うなど、本来の看護の業務以外も対応せざるを得なくなっているということです。

現場には、みずから妊娠したあとも産休に入るまで働き続けようとする看護師や、幼い子どもなど家族への感染不安を抱えながら対応に当たる看護師もいて、心身ともに負担が増す中、現場で対応を続けていますこうしたことから、この病院では、院内の精神科の医師らが支援チームを作り、看護師の心のケアに当たっているということです。

コロナ病棟で勤務の看護師「オフモードになれず」

新型コロナ病棟で働く30代の女性看護師は、限られた人員で対応に当たってているため、自分が感染して「欠員」になってしまうと、結果的に患者の受け入れの制限にもつながってしまうことから、常に緊張感を感じる日々が続いているといいます。

この看護師は「病院では緊張感を持って防護服を着て感染予防をしていますが、仕事以外の場面でもしっかりした行動を取らないと市中で感染してしまう危険性もあるので、仕事が終わったからといって"オフモードになってはいけない"。常に緊張感を持っていないといけないのは精神的な負担です」と厳しい現状について語りました。

そのうえで「"きょうの感染は何人"と聞くと、"こんなに頑張っているのに…"と思ってしまう。1 つのことが終わらないうちに次のことをやらないといけない。やらなくちゃならないことが積まれていってしまう。やっても、やっても、終わりが見えないのでつらくなります」と苦しい胸の内を明かしました。

また、医療従事者の自分が実家に帰省すると家族に迷惑をかけるのではないかと考えてしまうといいます 看護師は「医療従事者であることや、コロナの患者さんを受け持っているということは公にしたくないという人 や、不利益をこうむるのが嫌で自分から言わない人もいると思います。本当だったら、いろいろな人たちから頑 張りを認めることばをもらえたら、原動力になるかもしれませんが、今は職場の仲間や家族といった身近な人た ちから『頑張ってくれているね』と言ってもらえるだけでもいいので、それを励みに頑張っています」と話して いました。

#### 妊娠判明後も現場に立ち続ける看護師も

新型コロナ病棟では、みずからの妊娠が分かったあとも、現場に立ち続ける20代の女性看護師もいます。

この看護師は自身の妊娠が分かったあと、病院から一般病棟の担当に変わることも打診されましたが、家族と話し合ったうえで妊娠8か月になる現在まで、新型コロナの患者の対応に当たっています。

この看護師は「妊娠が分かったときはこのままコロナの病棟で働いていくのかどうしようか悩みましたが、看護師として何ができるかと考えたときに、自分が防備していれば感染しないと思ったので最後まで働こうと思いました。妊娠中は免疫力が下がるので不安もありましたが、自宅に帰ってからも自分の首から上を触るときは毎回消毒するなど、とにかく消毒を徹底しています」と話しています。

業務では、防護服やゴーグルを装着し、2 時間以上、病室から出られないこともあったということで「防護服を着て N95 マスクをつけてアイシールドをつけて完全防備しながらの看護。つわりがあったとき、ちょっと気持ちが悪くなったこともありました。おなかが大きいので病室内でどうしても誰かの力を借りたいときも、ほかの看護師が来るのに時間がかかり、大変さを感じることもあります」と妊娠中の業務の大変さについて話します。

来月には、出産のため、病棟を離れざるをえないということで「この子に何もなくここまで来られたのは、自分

の行動もですが、職場の皆さんが助けてくれたからだと思います。今、感染者が増えている中でも外出をしている人は減っていない状況ですが、病棟はひっ迫しているので1人でも多くの人が感染しないよう心がけてほしい」と呼びかけていました。

# 家族への感染不安抱えながら対応する看護師も

5歳と3歳の子どもを育てながら新型コロナ病棟で勤務する30代の女性看護師は、家族への感染の不安を抱えながらも患者のケアに当たっています。

「コロナが落ち着いたら遊園地に行きたい」と言っていた子どもたちが、最近はそれも言わなくなったということで、「我慢させてしまい、申し訳ない気持ちです」と苦しい胸の内を明かしました。

この看護師は、病院ではコロナ病棟で患者の対応に当たり、家庭では5歳と3歳の2人の子どもを育てています。 患者へのケアだけでなく、病室の消毒や清掃も今は新型コロナへの対応が求められるため、看護師が担わざるを 得ず、家族への感染の不安もあるといいます。

看護師は「自分への感染のリスクだけでなく、大切な家族にうつしてしまう可能性もあり、精神的なきつさを感じることはあります。小さな子どもたちにうつさないよう、手洗いや消毒などをしっかり行っています」と話しています。

感染拡大によって、母親として子どもたちを遊ばせる際も、遠方への外出を控えたり、大勢が集まる公園には遊びに行かないなど、子どもたちに我慢させてしまっているといいます。

看護師は「仕事(病院)か家か、どこにも出かけられない状況があるので、子どもたちにもすごく我慢をさせているなと思います。子どもが『コロナウイルスが落ち着いたら遊園地に行こうね』と言っていたのですが、最近はそれすら言わなくなってしまい、先が見えないことに対して申し訳ないなと思ってしまいます」と苦しい胸の内を語っていました。

クリスマスも年末年始も仕事が続くということで、「大みそかと元日はお休みを頂いて、それ以外は勤務です。子どもが『お仕事頑張ってね』って送り出してくれるので、それがいちばん力になります。子どもたちのためにも頑張りたいと思いますし、来年はいい年になればいいなと思っています」と話していました。

#### 看護部長「心が折れる寸前ではないかと思う」

東京都済生会中央病院の※樋口幸子看護部長は、新型コロナへの対応が長期化する中、現場で働き続ける看護師たちについて「常に感染防止のための装備でケアに当たらなくてはならず、自分自身の感染も確実に防御しないといけない。なんとかギリギリのところで頑張ってくれていますが、皆、声には出さないものの心が折れる寸前ではないかと思います」と話しています。

そのうえで「看護師たちは患者の命を救うために使命感を持って働いています。その思いを支えていただけるよう、医療従事者への差別的なことばは、応援のメッセージへと変えてほしいです」と呼びかけました

年末年始も病棟の看護師はほとんどがまとまった休みを取らずに勤務に当たるということで、この病院では、院内の精神科の医師らが支援チームを作り、看護師の心のケアに当たっているということです。

※樋口看護部長は「年末年始も、ほかのかたがたはお休みかもしれませんが、医療はずっと今のような状態が続いていきます。ぜひ移動の自粛をしたり、感染対策を取ったりして、なんとかいちばんの局面をみんなで協力して乗り越えていけたらと思います」と話していました。

※「樋」のしんにょうの点は1つだけ。

#### 看護師への差別 苦しい胸の内

40 代の女性看護師は、新型コロナ病棟では働いていませんが、医療従事者に対する差別や偏見を受けたという、 苦しい胸の内を涙ながらに話してくれました。

この看護師は、近所づきあいが強い地方出身のため、自分の職業のことを実家の周辺の人たちは知っているということです。

このため、この看護師は「親が近所の人から『娘さんは帰ってこないよね』などと聞かれていて、帰ってこないと分かると安心されるそうです。近所の家に別の看護師の人が帰省した時に石を投げられたこともあったと聞きます。親に負担をかけてしまうと思い、帰省はできていません」と話しています。

同僚の看護師も同じように偏見を持った対応をされた経験のある人もいるということで、「今は頑張るしかない

# ACSES =ュースレター\_ 2 0 0 1\_20201223

と思い、みんなで力を合わせていくしかないと自分を奮い立たせるしかありませんが、医療従事者がこのような形で扱われていることに悔しさを感じています」と涙ながらに話していました。

-----

<消費者庁 2020年12月22日> https://www.caa.go.jp/notice/entry/022538/

平成28年に電力の小売全面自由化が、平成29年にはガスの小売全面自由化が行われ、その後、電気は4年半、ガスは3年半が経過しました。

国民生活センター及び各地の消費生活センター等並びに経済産業省電力・ガス取引監視等委員会には、消費者の皆様からの相談が引き続き寄せられています。

これを踏まえ、消費者の皆様への注意喚起・トラブルの再発防止の観点から、相談事例などを紹介するとともに、消費者の皆様へのアドバイスを提供いたします。

また、消費者庁においては、この分野で消費者を欺罔する勧誘については、特定商取引法に基づき厳正に処分等を行ってまいります。

<sup>◇</sup>電力・ガス自由化をめぐるトラブル速報!No. 16「電力・ガスの契約内容をよく確認しましょう」